えひめ子ども・若者育成ビジョン改定の概要

1 策定(改定)の趣旨

本県では、愛媛県青少年対策本部会議において「青少年の健全育成推進方策」に沿って、青少年対策を進めてきましたが、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」の子ども・若者育成支援についての計画として、平成23年度に「えひめ子ども・若者育成ビジョン」を策定し、一人でも多くの子ども・若者の「元気で希望に満ちた愛顔」が見られるよう県民一人ひとりと力をあわせた支援に努めることを目標と定め、さまざまな施策を展開してきました。

また、県民と市町に"より近い"各地方局に設置している地方青少年対策班に、県の相談窓口等及び国や市町の関係機関等を追加して、法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」と位置付けたうえで再設置し、関係機関が連携しながら、適切な支援を行う体制を平成23年10月までに構築し、情報共有を図りながら各種取組を進めてきました。

一方、少子高齢化の進展や厳しい雇用情勢、スマートフォン等の普及による急速な情報化の進展など子ども・若者を取り巻く様々な環境の変化により、ひきこもりなどの社会的自立の遅れや青少年による重大事件、さらに子どもが被害者となる事件が発生するなど、子ども・若者に関わる新たな事案が生じているほか、長期化する新型コロナウイルス感染症の流行(コロナ禍)による影響も懸念されており、今後、ポストコロナ時代において、社会の形成者として、子ども・若者を心身ともに健全に育成していく環境整備が求められています。

また、非行少年の再非行等を防止する「再犯の防止等の推進に関する法律」など、新たな法律の制定等も行われている状況にあります。

このような中、「えひめ子ども・若者育成ビジョン($H28\sim R2$ 年度)」の計画期間が満了となり、また、国においても「子ども・若者育成支援推進大綱」の見直しを行ったことから、社会情勢の変化や国の動向、県の実情などを踏まえた施策を推進するため「えひめ子ども・若者育成ビジョン($R3\sim R7$ 年度)」を策定することとしました。

2 ビジョンの位置づけ等

• 位置づけ

子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の「子ども・若者育成支援についての計画」

- 期間 5年間(令和3年度~7年度)
- 対象 0歳から30歳代

3 主な改定点

- ○主要項目の追加
 - ・現代社会の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて主体的に行動する取組みを推進((1)-f)
 - ・ヤングケアラー問題など、その他の配慮が必要な子ども・若者の支援((4)-ク)
 - ・創造的な未来を切り拓く子ども・若者の支援((8)-コ)
- ○主な取組内容の見直し
 - ・デジタルコンテンツによる消費者トラブルへの対処方法等を習得する機会を提供 ((1)-キ)
 - ・非行少年の立ち直り支援を行うネットワーク構築、支援関係者の知識・対応力の向上 ((5)-ウ)

4 ビジョンの体系・・・・3つの基本方針、9つの推進項目、60の主要項目を設定

		つの基本方針、9つの推進項目、60の主要項目を設定
目標	基本方針	推進項目、主要項目 ※下線部分は新しく取組内容を追加・修正した主な項目
一がいも愛に人支、著領向人をどが夢い	た心どのと立つとなるを表現である。これでは、おいまでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(1)「生きる力」を育む教育の推進 ア 心豊かな人間の育成
		<u>イ 確かな学力の定着と向上</u>
		ウ健康教育の充実
		エ読書活動と生涯学習の推進
		オ生徒指導推進体制の充実
		カ「少年の日」による自己確立の促進
		<u>キ 情報・消費など社会環境の変化への対応</u>
		ク グローバル社会で活躍する人材の育成
		<u>ケ ESDの推進</u>
		ア 青少年スポーツ活動の推進
		イ体験活動の推進
		ウ 青少年の社会参加活動の推進
		エ 青少年の政治参画の促進
		オ スポーツ・文化活動の次世代育成
		(3)青少年の社会的・職業的自立の支援
		ア 学校における進路指導の充実
		イ 職場体験活動の充実
		ウ 就職支援の充実
		エ ニート (若年無業者) 支援体制の整備
力強く生		オ 職業能力の開発
きてゆけ		
る 愛 媛		(4)それぞれの困難な状況に応じた支援
づくり	困難な状況を抱える子	<u>ア 障がいのある青少年等の支援</u>
		イ 発達障がいのある青少年の支援
		ウ 障がいのある青少年の就労支援
		エ 子どもの貧困に対する支援
		オ ひきこもり等支援策の充実
		カ 不登校等への適切な対応
		キ 学校における教育相談の充実
	ども・若者	<u>ク その他の配慮が必要な子ども・若者の支援</u>
	の支援と被害防止の推進	(5)非行・被害防止対策の強化
		ア 少年補導活動への支援と相互連携
		イ 少年非行・被害防止活動の推進
		つっターチャリ・Webの工作動の推進 ウ 非行少年の立ち直り支援の推進
		オ 児童虐待防止体制の強化
		<u>カール単海内の地位</u> カ DV(ドメスティック・バイオレンス)被害の防止
		キ 被害少年保護対策の推進
		ク 性暴力被害の防止
	L	<u>、 </u>

(6) 覚醒剤・シンナー等薬物乱用防止対策の推進

- ア 関係機関・団体との連携強化
- イ シンナー等取扱業者への指導
- ウ 啓発活動の強化
- エ 薬物相談等の充実
- オ 街頭補導、サイバーパトロールの強化

(7)健全な家庭づくりの推進と子育て支援の充実

- ア 温かい家庭づくりの推進
- イ 家庭の教育力の向上

ウ 子育て支援体制の充実強化

- エ 男女共同参画による家庭づくりの推進
- オ 家庭教育上の相談活動の充実

(8) 家庭・学校・地域・諸機関の機能強化と連携の促進

- ア 青少年団体の育成と指導者の養成確保
- イ 地域と連携した学校教育の充実
- ウ 拠点整備の推進

子ども・若

者を社会全 体で支える

ための環境

の整備

- エ 子どもの居場所づくり
- オ 青少年育成県民運動の推進

カ いじめ・不登校対応、非行防止、安全確保等に向けての地域ぐるみの推進体 制の強化

- キ 青少年対策関係機関の連携強化
- ク 「えひめ教育の日」及び「えひめ教育月間」の普及・定着
- ケ 青少年施策に関する情報提供
- コ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

(9)有害な環境の浄化活動の推進

- ア 環境浄化活動の促進
- イ 関係業者の指導強化と自主規制の促進
- ウ 有害な環境の浄化に向けた関係団体との連携
- エ インターネットの適正な利用の促進
- オ 各種法令等による規制

推進体制等

行政、家庭、学校、地域、事業者、民間団体など、県民一人一人が役割と責任を果たし、互いに連 携・協力しながら社会全体で支援するため、県民総ぐるみで取組を推進

県の推進体進 制

- - 関係機関等とともに地域に根差し た取組の推進と市町への支援
- ている役割
- 青少年対策本部を中心に施策を推 **家庭に期待され** 人間形成の基本となる役割
 - 健全育成の第一義的責任

地域に期待され ・地域社会への参加・参画を促す協働の取組

- 市町に期待 されている ・法の趣旨を踏まえた施策の推進 役割
- れている役割
- **事業者に期待さ</mark>・**行政の施策への協力
 - 供給される商品等が有害な影響を及ぼさない